

平成 24 年(2012 年) 6 月 19 日

豊中市教育委員会
委員長 本田 耕一 様

豊中市学校教育審議会
会長 西 川 信 廣

学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた具体的方策の方向性について
(一次答申)

平成 24 年(2012 年)3 月 28 日付、豊教総第 1583 号で諮問のあった「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた具体的方策の方向性について」、本審議会の意見を別紙のとおり答申します。

学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた
具体的方策の方向性について
(一次答申)

平成 24 年 (2012 年) 6 月 19 日

豊中市学校教育審議会

(はじめに)

本審議会は、平成 24 年(2012 年)3 月 28 日、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた具体的方策の方向性について」諮問を受けた。

今回の諮問は、先の平成 23 年(2011 年)4 月 22 日「市立小・中学校の適正規模と通学区域のあり方について」（答申）に基づき、

①児童・生徒数に見合った施設が整っていない、あるいは近い将来教室の不足が発生する学校について

②児童・生徒数の少ない学校への対応について

③小学校と中学校の通学区域の関係(分割校)について

教育委員会における検討の経過及び結果をもとに審議することとした。

このうち、「①児童・生徒数に見合った施設が整っていない、あるいは近い将来教室の不足が発生する学校について」は、速やかな対応が必要であることから、②、③に先行して重点的に審議し、その結論について、ここに一次答申としてまとめることとした。

(審議結果)

各学校の施設設備や児童・生徒数の将来推計、個々の学校の歴史的背景やコミュニティの状況等、様々な観点を多角的に検討した結果、得た結論は以下のとおりである。

1. 上野小学校については、耐震性能を確保するため平成27年(2015年)から平成31年(2019年)にかけて校舎の全改築が計画されているが、現状規模での校舎改築をするには、現行の建築基準法等の法規制等、多くの課題が予想されることから、早急に専門家の参画も得た検討組織を立ち上げ、校舎改築が可能な学校施設の規模を精査する必要がある。その結果、校舎の改築で十分な教室数が確保できないのであれば、通学区域の変更もやむを得ないが、その際には、改築する学校の施設規模に合わせた通学区域の設定を考える必要がある。
2. 南桜塚小学校については、今後も児童数の増加が予想されるが、平成23年(2011年)から平成26年(2014年)にかけて、耐震性能確保のため一部校舎の建替えが計画されていることから、この建替え工事の中で、教室不足が発生しないよう、教室数を確保する必要がある。
3. 桜井谷東小学校については、少路1丁目及び2丁目を少路小学校の通学区域に変更することを検討したが、将来推計における少路小学校の児童数の減少数に比べ、当該地域の増加数の方が上回るため、当面の間は、現状の通学区域の維持もやむを得ないと考える。その間、必要となる普

通教室の確保にあたっては、他の目的に転用している教室を普通教室とすることなどで、教室不足が生じないように努める必要がある。

4. 東泉丘小学校及び第九中学校については、増築又は通学区域を変更するにおいても、千里地区の第八中学校や南丘小学校などの小規模課題と大きく関係することから、千里地区の課題解消の議論に合わせて検討することとし、結論は最終答申にゆだねることとする。
5. 第十七中学校については、今後も生徒数の増加が予想されるが、校舎増築の余地もあることから、増築により、教室不足が発生しないよう、教室数を確保する必要がある。

(おわりに)

学校は、地域のコミュニティと密接な関わりをもっており、地域活動の拠点として大きな役割を果たしていることから、通学区域等の見直しの検討については、慎重かつ十分な検討を行うとともに、通学距離や通学路の安全確保等について十分に調査検討を行い、関係機関と連携しながら対策を講じる必要がある。

また、児童・生徒数の将来推計や学級定数は年度ごとに変動する可能性もあることから、国の動向や地域の開発状況及び人口動態等を注視しながら定期的に検証し、状況の変化が見込まれる場合は、機敏に対策を講じられるよう留意されたい。

なお、諮問を受けた具体的方策の方向性のうち、「②児童・生徒数の少ない学校への対応について」「③小学校と中学校の通学区域の関係(分割校)について」の残る課題については、今後審議を重ね、最終答申としてまとめることとする。